

〔研究ノート〕

天保七年三州加茂一揆勢に対する足助町村の反撃

大塚英二

はじめに

天保七年（一八三六）の加茂一揆研究は、騒動の主たる舞台となった豊田市による『豊田市史』編さんの成果や齋藤純、さらには伊藤忠士、長谷川伸三らによる研究・史料博搜^①によって、ほぼその全容は解明されたように思われていた。しかし、新修豊田市史編さん過程^②において、改めて当該一揆に関係すると思われる史料に当たっていくと、従来の見方では捉えきれない側面が明らかになってきた。以下、加茂一揆勢が席卷し、なすすべが無かったと思われる三河国加茂郡足助町村において、町村の人びとが対抗的措置を取っていたことを示す史料^③を提示し、加茂一揆の内実を改めて検証しようと思う。なお、「足助町村」と表記するのは、足助が本町や西町などの個別町で構成される惣町の構成を持っているにもかかわらず、町立されることなく、行政的には村として扱われたことから、「町村」と表記して、いわゆる個別町を伴わない村である在郷町一般と区別するためである。

一 天保八年 足助新町役人による加茂一揆記録

まず、天保八年に記されたと思われる「足助新町役人による加茂一揆記録」の抜粋部分を提示する。その際、従来の

研究成果と比較して、これまで充分意識されてこなかったか、あるいは全く見逃されて来たと思われる点などを中心に、管見の限りで重要と思われる部分について傍線を施し番号をつけた。

去申九月そどうの一件あらまし是二印ス

爰二天保七丙申九月廿一日百性忝キおこり、瀧脇辺石御堂ニおゐて評義いたし、打路村庄屋助右衛門を打こわし、夫レ右大沼村酒屋源八をこわし六尺五六本たがを切、其外諸道具さんくニ打こわし、夫レ右廿二日朝諸々八方へ言次を遣し候趣者、此言次着次第早々みの笠鎌ニてととうの場所へ可出候、若不參村方有之ニおゐてハ其村へ御見舞申て片はし右不残打こわし可申候申次、右ニ付追々多人数ニ相なり岩合村藤四郎をこわし、米穀諸道具さんくニ打やぶり、夫レ右大津村酒屋平兵衛を打こわし、はわず村善十郎を打こわし、夫レ右九久平へおし出し候所、九久平・平古・平藪右酒弁当を数多あたへ候所、ととうの者諸色直下ケ之書附鈴木市兵衛様割元右請取、中村へ行旨吉をこわし米会所をこわし、夫レ右五ツ畑の渡舟を借り廿三日重田和村ニて式手ニ訳り、忝手ハ矢並村友吉方をこわし諸道具米穀取質等さんくニ打こわし、質ニとり有之よき大切などニて柱迄打切、重田和村右忝手ハ足助へ来ル由早打ニてしらせ之者有之、右之趣御役所へ訴へ候処、先町役人共ハ鳴瀬へ出張届之通何之不寄聞済可申与、先々しづまり被申候様申候へども、中々多人数ニて押切入込処、三本松瀬左衛門表ニ宮川丹藏様・岡直助様其外かり道心衆八人ニてからめ有之候へど、夫レも押切足助へ入込、西町小口山田屋与茂八を打こわし、酒味噌其外諸道具を打やぶり、夫レ右木一屋佐兵衛方を打こわし、夫レ右西町ニしばらくの間立休、其のち弁当などはこびあたへる、夫レ右本町紙屋利兵衛扣之借家此節明家ニて有之、如何之間違ニや是を打やぶり、夫レ右上田屋喜左衛門を打こわし、六尺之酒四本たがを打切り、其外諸色打やぶり、夫レ右白木屋宗七方を打こわし六尺のミをぬぎすて、其外諸道具・夜具・着類・総布類・たん物等諸色打こわし候品大變之事ニ候、此時九ツ時雨大ふりニて表へ不残すて有之品泥へふみ込氣之毒之事也、夫レ右信の屋長七屋敷・万屋平兵衛扣之借家此節明家ニ有之候間、町役人はへ

集り東三河之内ととう之人数凡弍万人と申事、右之者共へ町役人并ニ宮平勇右衛門相添かけ合ニ及候処、ととう人之内頭立候者も相見へ申候者、拾人計罷出申候ニ者、此度そうどうおこり候義頭取と申者も無之、とう取ハ当三月カ雨ふり続其上八月十三日大風にて田畑作違は頭取之根元也^①、然ル処多人数願之趣者三河之国おしなへて米直段両ニ八斗かへ、諸白壹合拾壹文、味噌百貫ニ八百目、油壹合にて代三十六文、大豆壹升六十四文、頼母子式ヶ年休年、右之条々奥殿様・大嶋様・鈴木市兵衛様其外諸家方様右之ヶ条通り売出し可申候様一札を請取当所迄罷越候、当所も右之趣御役所カ一札御差出候ハ、引取可申由申ニ付、取しづめのため御役所右之書附御出し被成候、夫レにてととう人とく心致し右之書附宮平勇右衛門ニ預ヶ置引取可申筈ニ相なり申候、尤是カころも表へおし寄可申由、夫レニ付当所之者も人数ニくわゝり参り可申様ニ申候、左なくニ而者又々当所を打こわすなどと申ニ付いたし方なく壹町にて八九人ツ、同伴いたすつもりニ相なり候所、もはや夜ニ入又々ととう之者申候ニ者、是方ころもへ差越候故村々人数相改可申、何村ハ居合や段々村おしニ改候処^②、有洞村と山わらひ村答不申大音上ニ呼立候へとも一向居合不申由、夫レ故しばらく之間待合夜四ツ時ととう人之内三百人計有洞村へおし寄庄屋を打こわし、山わらひ村へ参り庄屋を打こわし、其上有洞山わらひの者ニ申候ニ者、此上人数ニくわゝれば格別左なく候へハ片はし方打こわし可申様申候故、いたし方なく何共いたし候て足助へ返ル、夫レ方追々ころもをさして出行ける、ころも道勘八山へ差かゝり候処、岡サキ様御取方五頭与申道心衆其外惣人数五百人程にて勘八山を取巻弓矢鉄砲打物之ざやをばづし御むかい被成候処、此物音ニおそれちりくゝと逃、寺部行打こわさんとする処を、大庄屋罷出望之通其者ニしたがい候由たつて断候ニ付、直下ヶ之ヶ条書一札をうけ取舟式艘にてころもへ渡ル、諸々乱法をいたさんとせし処、御城内方与力道心衆弓鉄砲手鎗を持てむかい、其外町方之者先立ミの笠にて壹キ共同様と相見へ申候へど、うつて替りミの笠をぬきすて竹鎗をもつて加勢いたし候故、壹キ共も此いきおひニおされけん、皆々さんく二にげざるうち、或ハ川はたへ追つめられ川へ飛入たちまち水死の者も有之、鎗ニかゝりてけが人も有、東広瀬村佐左衛門ハ鉄砲にて打とめられ即死してころも河原ニかばねをさらす、此ていを見て壹キ共者命こそ物種なりと皆

ほうくゝとにけ返ル、又々足助へ立返り鳴瀬川原方西町迄ニ寄集り油壺合ニ付三十六文と昨廿三日ニ相極一札差出
 しなから、今朝大塚村之者へ白木屋傳六方にて壺合代六十八文とり候よし、甚以不屈之段、右ニ仍而今も傳六方を
 打こわし申候と大音上ニ申立ル、右之段傳六方しらへ候処とんと相訳り不申候へとも、定而店之小僧ニ八才ニなる
 者有、若心得違にてうり候も難計と申之計故、右之断り段々とわび候へど中々承引不致、いたし方なく傳六方表を
 町役人町内之者道心衆カリ八人にてかため相待処、程なくほら貝をふき立大音上ケてよせ来れども、大勢にてけん
 ぢう二表をかため居候故、しばらくゆうよ致し候へども、ゼひ打こわし候様ニわめき立候故、大和屋宗九郎・万屋
 常七兩人にて申候二者、しばし之間のはしくれ候様ニ宮平勇右衛門共ニひたすら頼ミ候処、中ニも頭立候羽布村周
 藏と申者左候ハ、壺時之ゆうよ可致由、先々安心にて少々なりともものばし候うちニ岡崎御役人様御入来を相待のミ
 の計り事也、夫レ右石原屋忠吉方を打こわし溜り入之六尺せんをぬぎ、塩大豆いろく井戸へ打こミ其外諸色を打
 やぶり、夫レ右錢屋幸吉方を打こわし諸色打こわし乱法ニ及び、夫レ右立返り大和屋宗九郎方へ参り申候二者、傳
 六方壺時の断もはや刻限ニ相なり、いかなるしゆ意かあるや左なく候てハ是右打こわしニ相懸ル由申ニ付、香積寺
 代僧罷出壺キ共ニ被申候二者、傳六方今朝油うり方甚不調法之段右之しゆ意として油壺合三十六文ニ極候直段、傳
 六方計りハ今方壺合ニ付三十式文ニ為禿可申、是にて承引被下と書附ヲ以被差出候へバ、羽布村周藏申候二者、な
 る程沓ツ之しゆ意ニ者相立候へども代僧之書附にてハ不承知也、方丈正筆之書付ならば承知可致由右ニ付若者飛行
 て方丈之正筆を頼直ニ立返り周藏へ相渡ス、是にて傳六方打済、夫レ右壺キ共ハ東口へ追々ニ出ル、夫レ右廿四日
 夜七ツ時久井戸源藏方をさんくゝニ打こわし同所紺屋惣助方打こわし、あいかめなどことくゝ打やぶり、夫レ右
 壺キ共申候二者、是方信州さかい迄打こわし、夫レ右明知を打こわし、夫レ右新城を打こわし候つもり、右ニ付足
 助之者も壺キ同心可致様ニと申来ル、もはや夜七ツ半いろくゝとなだめすかして置候者、爰ニ岡崎様御役人五頭与
 力道心衆都合上下五百騎程方石村如意寺ニ野陣ヲ張御座被有候故、追々早打を以御頼申上候処、皆々様廿三日方ち
 うやの御働きにて御つかれて早速御入来無之、又々宮川丹藏様・岡直助様町役人相添力石村如意寺へ御頼ミニ参

りもはや明かた近き相なり候時分、羽布村周蔵・有洞村金次郎兩人当所庄屋加藤弥八方へかけ合ニ参り候趣者、足助之人数差出し候へハ格別左なく候へハ多人数之者引返し、先庄屋弥八方ヲ真先ニ打こわし候と申ニ付、もはやせんかたつきて御役所へ内々御届ケ申置、町役人ハ当所之者不残へ申渡し候趣者、もはや百年目ト言者此時也、男たる者は十五才ハ六十才迄召使ニ至迄棒或ハとび口なんなり共えものくをひつかづき壹キ共を打とり可申之旨申渡し、町役人者陣笠・陣鳶・小脇差にて身をかため久井戸口壹キ共へと向ける、爰ニ壹キ共ハ式手ニ分り、壹手ハ過半之人数中御所方追々東へこわして上ル、久井戸ニ残ルやつばら道具せめにておつとり巻、其時当所方大音上にてととうの者共よつつきけ、おのれら不届千万之やつばらかな、廿三日ニ当所へ入込無法乱法を働キ、又もや廿四日ニ引返し又々四軒を打こわし、廿五日早朝今にてもととう之人数ニくわゝれなんぞと大たんの申方、さあ立上りてせうぶせよといきおいこんで言たりれば、さすがの大勢いつき共此いきおいニおそれけん、しりごみしてぞにげしたくするを、やあにげだてすると打ころすぞとミなくしづめて、小口方何村何右衛門と扣帳ニ記し、中ニも羽布村周蔵者あらなわにて高手小手ニいましめ、いろくひとひま取岡崎様をぞ相待処、物さわがしくくつわの音は全や御入と片よる処へ、五キの太せう早馬にて弓と矢つがい強引しぼり、是ぞととうの片われなりとて、与力道心数多之御家来弓矢鉄砲十てい早縄目をおどらかす計り也、壹キ共を早なわにて数珠つなぎにして当役所へ引きとり二相なり、爰ニ分り先へ行候者過半也、⁶⁾此者共中御所与右衛門をこわし、夫レハ丹波村久兵衛ヲこわし、夫レハ平沢の森ニたてこもり、平沢明川村へ弁当を言付、此森にて大がゞりをたき式時余り爰ニとゞまる、当所之者貳百人計平沢の森へ行、是方一味同心ととう之人数ニくわゝり候といつわり、しはらく是ことゞまり、夫レハ与力道心衆平沢の森をさしていそがれける、附添行当所之者壹キ道心と見せ道心衆を中ニつゝみて森へ入込、程よき処にて御道心罷出御上意也と大音上、夫レにおどろく壹キ共のがさじ者と当所之者共八方へ立返り、中ニ者道心衆十ていふりたてければ皆鼠之如くちいさくなりてちゞみける、程なく早縄取出し三十人ツ、じゆずつなぎにして両方二者与力道心衆弓矢鉄砲十ていにてかため、廿五日八ツ時当御役所へ引取ニ相なり

右ととうのやつばらにくきかな、廿三日四ツ時ニ当所へ入込夫レヲ廿五日朝迄乱法をはたらき、或ハ笠ござ手掛き
セ丁ちん為立、其外なんニよらす押借おし取ニセシ事大そう之事也

一当御陣屋ニおゐて岡崎御役人様廿五日八ツ時ヲ廿六日明かた迄御吟味有之、夫レヲ口書を御取被成、其領主地頭
へ御渡しニ相成、夫レヲ公儀御留役沼田久左衛門様・松井助左衛門様十一月ヲ十二月廿五日迄赤坂表ニおゐて
御吟味有之、又酉正月ヲ御吟味有之、此一義ハ中々筆紙ニ難尽是を略ス

岡崎御役人様御性名是ニ記ス

御鉄砲御物頭

但シ銘々目印旗紺地

三宅理兵衛様

金之筋入此旗長サ九尺

御鉄砲廿丁 足軽廿人

具足皆々相添

御弓御物頭

岡田重左衛門様

目印旗前ニ同し

御弓廿丁 足軽廿人

具足皆々相添

町奉行郡奉行兼

那須猪太夫様

御鉄砲五丁

具足目印旗

取手廿人

前ニ同し

郷目附

篠原与三兵衛様

御鉄砲八丁

具足目印旗

足軽八人

前ニ同し

大目付

柴田弥左衛門様

具足目印旗

御弓六丁

前二同し

鉄砲六丁

足輕十式人

御代官

渡辺与五右衛門様

御家来六人

白瀬由左衛門様

御家来式人

佐々木清左衛門様御家来式人

割場

小村小七様

御家来壹人

後田古文様

家来八人

一 早繩入長持

壹棹

但シ八人持

一 手錠入長持

壹棹

但シ十式人持

一 籠松明

但シ箱入

八人持

一 玉箱ハ壹組ニ壹箱宛

相添

一 馬かいば

四荷

一 郡方御用長持壹棹

但シ四人持

一 御歩目附 佐々木清四郎

白瀬油左衛門

一作事方陣小家掛り

まくくし 三十本

陣小家御用長持壺棹八人持

其外小道具 色々

一陣小家 式間半二 八間

一兵糧御用長持式棹 八人持

一友掛 四荷 但シ壺荷式人持

一大釜 壺ツ 但シ式人持

一火繩 壺駄

一玉箱 壺荷

一矢箱 壺荷

一御鉄砲 三十九丁

一御弓 廿六丁

×人数式百廿人 其外人足 惣合五百人

以上が、「従宝暦十二壬午年至天保十四癸卯年 祭礼記録帳」との表題をもつ、足助新町郷蔵に残された史料からの抜粋である。その抜粋部分の題は去年九月の騒動のあらましを述べるというもので、加茂一揆をその翌年に著者の記憶をたどりながらまとめたものと推定できる。先に述べたように、傍線部分が重要と思われる箇所であり、そこを中心に検討を進める。

まず①についてであるが、この騒動＝一揆にはその頭取というものが存在していないとする点是非常に興味深い。従来は、加茂一揆に先立つ割木騒動を経験し、本騒動でも当初運動を指導した者として辰蔵なる人物を頭取として扱うのが通常であるが、そうした立場をとらず、頭取を強いてあげるとすれば、昨年三月から続いた悪天候と八月十三日の大風によってもたらされた田畑遭作こそ「頭取之根元」だとしている点である。自然災害と百姓一揆を直接つなげる視点はいつの時代にもあつたであろうが、その災害を頭取という形で人格的に扱い一揆の核心部分にしていくという議論は、加茂一揆の推移・経過が複雑であり、当事者であつてもきちんと言ひきかれていなかったことの証左であるように思われる。もしくは、一揆勢を決して許容するのではないにしても、その動向に一定の理解を示したものと見ることが出来ないだろうか。この点、大きな論点となることは間違ひなからう。

次に②であるが、ここでは従来言われているように、一揆勢が足助から挙母城下へ押し出す際に、足助町村の者も一揆に加わるよう要請のあつたことが知られる。問題はそこでの町村側の対応である。一揆に参加しなければもう一度足助を打ち壊すとの脅しがあつたので、仕方なく個別町ごとに八、九人を同伴させるつもりになつていたといつてゐるのである。足助には西町・本町・新町・田町の四町があつたから、三〇人以上の一揆勢への帯同を足助の行政指導部は考へていたことになる。なお、実際の足助住民の参加は一六名であつたことが知られてゐる。個別町からの参加の目安などについてはこれまでほとんど論及されてこなかつたから、今後十分検討されるべきものであらう。そして、一揆勢はいよいよ村々の参加人数を調査し、どの村が参加しているか確認するとしてきたのである。

③では、一揆勢が足助から挙母城下に入つて乱暴を働こうとした直後の状況をよく示している。挙母藩士たちが弓や鉄砲を持つて立ち向かつてゐる（鉄砲使用は従来^①の百姓一揆鎮圧には用いられたことが無く、ここでの使用は幕府からの許可を取つてゐる）が、それ以外に挙母町方の者が蓑笠をまとい一揆勢と見せかけて、そこから蓑笠を脱ぎ捨てて竹鎗をもつて藩士たちに加勢したので、一揆勢もたまたまその勢いに押され、皆散々に逃げ去る様子が描かれてゐる。一揆勢の中の東広瀬村佐左衛門が鉄砲で撃たれ即死した場面は他の記録にも出てゐるものである。こうした記述の中で、

足助町村の者が最も気に留めたのが拳母町方の動きであろう。いかに一揆勢と対峙したか、しかも一揆勢をだまし討ちにするような、これまでに示されて来なかった対応の仕方である。まさに、自らの立場と合わせながら記述したものと思われる。

④では、拳母城下から逃げ戻った一揆勢と足助町村住民の対し方が示される。足助新町傳六方が町防衛の拠点となっていたのか、そこに町役人と足助役所（旗本本多氏陣屋）の同心衆八人が固めて待っていたところ、程なくほら貝を吹き立てながら一揆勢は押し寄せてきた。しかし、町側がそれなり的人数で、しかも嚴重に防御していたので、一揆勢は暫くのあいだ猶予し、ためらっていたが、必ずや打ち壊そうと喚きたててきた。それに対し、大和屋宗九郎と万屋常七の両名が少しのあいだ乱暴するのを止めてくれるよう頼み込んだところ、一揆の頭とも思われる羽布村の周蔵が一時の猶予をくれたという。そうして時間稼ぎをしつつ岡崎藩の役人が来るのを待ったというのである。この段階では、町役人と足助に陣屋を構える旗本の家来たちのみの対応でしかなかった。

⑤では、約束の一時が過ぎて町内では打ち壊しが始まったところ、傳六方では香積寺代僧が交渉して打ち壊し回避の対応がとられたことが示される。即ち、傳六方では油の適正価格である一合三六文のところを同三二文で廉売することを約束して、一揆勢に自らの「趣意」を見せたのである。それに対して、先の周蔵はその趣意は分かるとしたものの、香積寺代僧の執り成しでは不承知として、同寺住職自らの書付を求めたのである。そこで、若者が飛んで行って住職の正筆を得て周蔵に渡したことで、傳六方の打ち壊しは中途で済んだというのである。これまでは、香積寺住職が一揆勢を押しとどめても相手にされず、住職は巴川（足助川）に投げ込まれたという話が伝わっていたが、それとは異なる事実がここに示されたことになる。このあと、一揆勢は九月二十四日夜にかけて方々で打ち壊しをかけ、飯田街道を北上して信州境まで打ち壊し、それから美濃の明知を打ち壊し、やがて新城を打ち壊す積りであることを表明した。そして、彼らは足助の住民も一揆に同心するよう迫ってきたのである。ここからは、一揆勢が足助から拡散して動いていた様子がよく見て取れる。

⑥では、いよいよ足助町村側の反撃の様子が描かれる。従来は、「騒動一件」という『豊田市史』に収載された史料において「足助之町中も一生懸命、不及是非鳶口・寄り棒・竹鎗等提ケ追ツかける所江、岡崎御役人馳ケつけ」やっと一揆勢を追い払い捕らえることができたという記述が僅かにあるだけで、反撃の端緒は示されるものの、足助町村の主体性を十分説明する史料は提示されなかった。いわば、武力を持たない足助町村は一所懸命対応したものの、岡崎藩兵によって助けられたという理解が流布していたのだが、決してそうした外的な力だけによるものでないことが力説されるのである。即ち、岡崎藩の鎮圧部隊が足助西方八キロメートルほどの力石に到達したものの、足助町村では一揆勢の勝手放題が罷りとおっている中、最早我慢できないと町役人は、町内の者全員に次のような通達を出したのである。それは、今まさに運命はきわまったというべきであり、町内の男子で一五才から六〇才までのあらゆる階層の者（主人も奉公人も問わない）は、棒か鳶口などの得物を持って一揆勢を討ちとらえよというものであった。まさに戦闘態勢に入るよう号令をかけたのである。そして、町役人らは陣笠・陣鳶・小脇差をもって身を固め一揆勢に立ち向かったのである。

それに対して、一揆勢は二手に分れ、一手は中御所からだんだん東へ向かい打ち壊しをかけながら上っていった。もう一方は久井戸に残っていたが、彼らには道具をもって取り巻き、こちらから大音声で「徒党の者よく聞け。お前たちは不届き千万な奴等だ。二十三日に足助に入り込んで乱法狼藉を働き、またしても二十四日に引き返して四軒を打ち壊し、二十五日早朝の今になっては徒党の仲間に加わるようにとの大胆な申し方をする。さあ立ち上って勝負しろ」と申しかけた。そうしたところ、さすがに大勢の一揆連中もこの勢いに恐れをなしたのか、尻込みして逃げ支度をし始めた。その者たちを「逃げるならば打ち殺すぞ」と鎮めて、捕まえた者の名前と居村名を帳面に記した。特に羽布村の周蔵については荒縄で嚴重に縛り上げた。そうして岡崎藩兵を待っていたところ、物音がして、五騎の大將が早馬で駆けつけた。そこで周蔵をこれが徒党の片割れとして差し出し、一揆連中を数珠つなぎに縄を打って足助役所へ連行したというのである。岡崎藩兵の到着を待たず、ほとんどけりはついていたのである。なお、以上のように捕縛した者以外の

過半は分かれて逃げていったとしている。ここにはおそらく誇張も入っているであろうが、町村共同体を構成員自らが武器を持って守護したのだという強い意志が込められているように思われる。挙母での町衆の動きと関連付けて考えてみたい論点である。

二 足助町村での一揆勢の動向に関する他史料での記述

本節では足助町村での加茂一揆勢の動きとそれへの対応について、他の史料ではどのように記述しているか検討する。それをもって、一節で紹介した史料の意味を更に考える。まず、天保七年「岡崎近領百姓徒党取締人数差出取計^{〔7〕}次第」を掲げる。これは、一揆の鎮庄の中心となつて出動し、のちに藩主本多上総介が幕府から褒詞を与えられた岡崎藩兵の実戦状況を、実際に「大目付」として出動した柴田弥左衛門らがまとめあげたものである。その中に次のような記述が見られる。

(前略) 力石村如意寺出立一里計も罷越夜は既二明ヶ渡候処、道筋孰も村役人出迎兵粮等送出シ、途中之町嚙行届候儀二付、諸勢相勇罷越候処、足助御陣屋宮川丹藏遙ニ出迎有之、昨夜中徒党共足助町ニ而九軒打潰し及狼藉、拙も微勢之手中ニ難及、只今徒党二手ニ相分り、一手は信濃道明川之方江差向、一手は岡崎領大ヶ谷村之方江差向人数相集候之由、唯今退散相催候付早々人勢指向呉候様申聞候付、坂ヲ下り先頭より馳下り西町と申所ニ至り拾人計忽擲取、夫より御陣屋前ヲ過北町外ニ而多人数等猶願之体ニ付、彼方・此方江伏セ人数ヲ設ケ不漏様手筈ヲ為合、不意ニ其場江押寄都合何百人指押候之処、何分多人数之儀耆人每相擲候迄も無之、荒縄等ヲ以数珠繫ニ当り之生木江結附置、夫より逃去候者も可有之哉遂吟味候処、此徒党は大ヶ谷村之方江可出支度ニ而、今一組は既二明川筋江罷越候(後略)

この記述によれば、九月二十四日夜に一揆勢が足助町村で九軒打ち壊した状況について、足助の守りが「微勢」では当然のこととしている。一揆勢が二手に分かれたことは一節で紹介した史料の通りであるが、足助の町衆が北上した連中（ここでは信濃道明川方面へ向かった連中）以外を取り押さえるのに大活躍したとする記述はここにはない。力石から来た岡崎藩兵が足助町の入り口である西町でまず一〇人ほどを搦め取ったあと、町内のあちらこちらに人を配置して不意にその場で取り押さえるようにして合計数百人を捕まえて、荒縄で数珠つなぎに周辺の木に括り付け、吟味した様子が記されている。加茂一揆勢を瓦解させたのはあくまでも岡崎藩の軍事力だとしている点は一節で紹介した史料とは全く異なるのである。本史料が岡崎藩の功績を示すために編纂されたものであることを考慮すると、両者の違いはよく理解できる。いずれが真実を語っているか直ちに判断できないが、町側が残した史料は祭礼に関わる町組の史料として記述されたものであり、若干の誇張はあるにせよ、町内での指示や動きについて虚偽を入れる必要性は感じられないので、一節の史料の方が史実をある意味で直截に語っているように思われる。

次に、先に少し触れた「騒動一件」という史料を改めて見てみよう。これは『豊田市史』七資料下一七五号史料であり、豊田市所蔵の内藤家文書の中にあると解説されているが、出所については詳しく触られていない。もともとは豊田市立図書館長であった近藤三七三氏の所蔵にかかるとされており、拳母藩関係者のまとめたものと考えられる。岡崎藩を顕彰するような意味合いは全くないものである。

（前略）扱足助前夜騒動之由、寺部ニ而岡崎之御役人被及聞、直様足助江馳セ向ひ成り、併里数式里余も有之、殊ニ夜分之事なれハ力石村ト云ニ一向宗如意寺ニ而休息之所、又々足助江大勢押寄せ来り候由、是ハ足助より奥之一族なり、事急成りト申継来る、^{（追筆）}「是は廿三日夜明ニも寄せ来り落合ト所ニ集り居」不取敢岡崎御役人中打立馳セ向ひ有之所ニ、最早七八軒も打こわし候故、足助之町中も一生懸命、不及是非鳶口・寄り棒・竹鎗等提ケ追ツかける所江、岡崎御役人馳ケ付四百^{（追筆）}「八十」人余召捕、不残足助陣屋江御預ケニ相成、^{（追筆）}「爰に足助陣屋之代官最初ニ鎗を

提ケ防ニ出かけし所ニ、其鎗を百姓徒党之者ニ被取、命からく、山之中江逃込之由、其所之者皆々大笑ひ不首尾千萬成事也」(後略)

力石の如意寺で休息したあと岡崎藩兵が足助に入って鎮圧した様子が簡単にまとめられている。その際、先にも触れたように「足助町中」も一生懸命に働いていることが描かれている。決して岡崎藩兵だけが鎮圧のすべてを担ったような書き方ではない。更に、追記の形で、旗本多家の足助陣屋の役人が当初対応したけれども全く太刀打ちできず命からがら山に逃げたことなど、やや嘲笑的に記されており、足助町村とその領主(知行主)に対しては中立的な立場から、客観的な記述が出来ていると考えられる。無論、それは岡崎藩に対してもそうである。

次に、力石の如意寺が書き残した史料を紹介しよう。

(前略) 足助よりハ追々騒起之者増益して、数万の勢にて町々にて荒びて歩行き、石原屋忠吉を壊し、浅屋幸吉を壊シ、久サ井戸車屋源蔵を壊し、同所紺屋惣助を壊し、最早此上は足助中を微塵に打砕かん事眼前なりとて住進、力石村如意寺来る事櫛の歯を挽か如くの御迎・御頼ミによつて、同廿五日東雲に本多様、上総介様の御勢如意寺を御発馬にて、忝組ハ大嶋村へ廻り御帰城なり、其跡ハ足助へ急ぎ、石川伊予守様御代官諸勢附添廿五日の辰の刻にそ着きけれハ、早騒起者とも中ノ御所村にて二軒壊して、先手のものハ鈴木治郎左衛門様知行所丹波村久七を壊したる趣追々に住進あれバ、本田上総介様役人より足助の町の者へ言付、俄に捕手を増し、手訳をなして所々取舞き、平沢村の森に寄合所同類の姿となり、取かこみ御上意と声掛くれバ、騒起の者驚きあわてる所透き間もなく搦捕り、足助陣屋へ曳帰り、其外近在にて搦捕其人数都合百七八拾人計と見へたり(後略)

如意寺は、衣(拳母)城主中條氏との由緒を持つ真宗大谷派の寺院であるが、一揆勢とその鎮圧部隊それぞれの休憩所

となつた場所である。ちやうど拳母町と足助町との中間点にあり、互いの情報が乱れ飛び、吟味すれば、一揆勢と鎮庄部隊の動向について非常に正確な記述が出来る立場にあつたと思われる。この史料によれば、九月二十四日までは一揆勢によつて足助町村は微塵に打ち砕かれそうな状態であつたとされる。それが、二十五日に岡崎藩兵と大嶋陣屋の旗本石川氏の手勢が午前八時ごろに足助に到着して、足助陣屋の旗本本多氏の老家である岡崎藩本多上総介の主導で、足助町衆に動員の指示が出され、捕り方が増やされ、一揆勢を追い詰め取り囲むようにすると、平沢村に逃げこんでいた連中を存外簡単に捕らえることができたとしている。この平沢村云々の記述は一節で示した史料（傍線は施さなかつたが⑥以降の部分）に詳しく述べられており、矛盾するところはない。つまり、足助の町衆は平沢村での鎮庄には非常に大きな役割を果たしたことは確実であり、得物Ⅱ武器を取つて戦えと指示した本多氏の動きも間違ひなくあつたものと理解される。ただ問題は、この如意寺の史料では一節の史料のような、足助町村の東部に隣接する久井戸（今朝平のわずか東に位置する）での町衆の活躍については全く触れていないのである。一節の史料では町衆が援軍を待つまでもなく立ち上がり、一揆勢を追いかけ久井戸で相当数を捕らえたことになっているが、如意寺ではその後の町衆の活躍のみを記すのである。町衆の活躍は岡崎藩がまとめたものではなく記されず、拳母藩のまとめたものでも多くは記されず、岡崎藩への助力があつたことが触れられるだけである。ちなみに、拳母藩の史料では、一節で示したような拳母町衆の活躍（一揆勢のふりから一転反撃に出て一揆勢追い立てに一役買う）は全く出てきていない。領主側はこうした軍事的対応に兵士以外が関わつたことを積極的に史実として載せることに消極的だったのであるう。いや、むしろそれを隠そうとしたのかもしれない。

最後にもう一つ足助に関する記録¹⁰を紹介する。それは松平太郎左衛門家とかかわる高月院でまとめられたものである。これもまた、足助や拳母に特別な関係を持たないので、客観的な記述が期待できる。ただし、直接的な記述ではなく間接的な記述であることは考慮しなければならない。

(前略) 且又足助より挙母江参候様子承り候処、追々人数相増都合一万人計相成、寺部御城下へ押寄(中略)：最
 早衣(挙母)ニテハ兼用意罷在候や、蓑笠ニテ三四拾人もつゝみに火をたき待合候処、追々渡り衣之者先だつ二いたし町
 方参、酒屋・米屋を打こわし手はづニテ追々参候処、子守明神之前迄盛立参候処、衣領之者にわかにならぬきす
 て、三四拾人之者竹鎧を以たいせいへむかひ候ニ付、是如何と存猶も押立可参存候様子候処(中略)：夫より足助
 町ニおゐて残騒(ツマ)共同所九間町屋(軒)を打毀、折柄岡崎本多上総介取手口迎数百人を召捕、今日廿六日迄不残御御召捕
 二相成(後略)

この史料では、挙母城下での攻防において一揆勢が追い払われる際に、一揆勢に混じっていた挙母領の者が突然蓑笠を脱ぎすて竹槍をもって応戦していたことが示されている。ただし、一揆勢はこれにたじろいだものの、それが必ずしも争いの中で大きな位置を占めているという印象は得られない。

また、足助町村に関しては、挙母からの残党が足助で岡崎藩兵に鎮圧されたことが示されるだけで、足助町衆の働きは記されていない。

以上から、高月院では、挙母での攻防についてはかなり情報を集めていたものの、足助ではあまり収集していなかったことがうかがえる。いずれにしろ、挙母城下の攻防では挙母側の戦略として一揆勢をあざむいた町方の作戦が興味深いものとして周辺に知られていたことがうかがえるのである。しかし、足助の町衆の自律的な動きについては必ずしも一般的に知られてはいなかったのである。

おわりに

以上、新修豊田市史編さんの過程で新たに確認された足助町における加茂一揆関連史料を紹介しながら、そこには町

衆の意識（町を防衛するために自分たちもしっかり働いたとするもの）を反映する形で、他の加茂一揆関連史料にはない記載・表現が多く盛り込まれていたことを提示した。そのすべてを信用するわけにはいかないが、すでに挙母藩や如意寺によって残された記録には、全面的ではないものの、町衆が一揆勢鎮圧に一定の役割を果たしていたとする記述があった。それらは足助町衆と特に利害関係のないものの記述であるから、それを確実なものとして理解すると、騒動の翌年にまとめられたとは言え、一節で紹介した町衆の一揆勢への大反撃は十分にあったものと想定できるのである。それは、従来十分に紹介されてこなかった足助町衆の町村を守るための反抗の存在を示唆する。このように、町村共同体が外部からの打ち壊しなどを伴う脅しⅡ要求に対して組織的に争う姿勢を見せていたことは、加茂一揆研究のみならず、民衆運動史研究全般においても重要な論点であるように思われる。

これまで、多くの記録が残され、その全貌が明らかであるかに思われた加茂一揆であったが、一揆勢の主な打ち壊しの対象となった町村の対応の面では、更に検討の余地が残っているように思われる。小稿がその一助になれば幸いである。

注

- (1) とりあえず、斎藤純「三河加茂一揆と旗本領主支配の危機」(『天保期の人民闘争と社会変革 上』所収、一九八〇、校倉書房)、『豊田市史』第二卷(一九八一、豊田市)、伊藤忠士「三河加茂一揆の情報―その一揆認識と一揆観―」(『歴史の理論と教育』六五号(一九八五、名古屋歴史科学研究会、後に同『ええじゃないか』と近世社会』、一九九五、校倉書房、所収)、長谷川伸三「天保七年三州加茂一揆と古橋暉兒」(『茨城大学人文学部紀要』二六号、一九九三、後に同『近世後期の民衆と社会―天明三年〜慶応四年、都市・在郷町・農村』一九九九、雄山閣、所収)、同「天保七年三州加茂一揆―史料と叙述・研究の紹介―」(『豊田市史研究』第一号、二〇一〇、豊田市)を挙げておく。

- (2) 平成の大合併によって広大になった豊田市は、新たに加わった地域も含めた新修豊田市史編さんの計画を立て、二〇〇六年から当該事業を開始した。その過程で、注(1)長谷川論稿(二〇一〇)も新しい史料を意欲的に紹介しているが、その後さらに新しい史料群の

発掘があり、その調査・整理を受け、今後検討すべき材料は増大した。

- (3) 足助地区新町祭祀記録。『新修豊田市史』9資料編近世Ⅲに二九二号史料として収載した。
- (4) 『豊田市史』二近世・通史六四六頁を参照。
- (5) 「天保七年 三河国加茂郡百姓蜂起風聞留」(『豊田市史』七資料編下、所収)参照。
- (6) 『豊田市史』七資料下・一七四号文書。豊田市所蔵「内藤家文書」の中にあるもので、かつて豊田西高等学校郷土史研究部がまとめた『加茂一揆の研究』の中に、豊田市立図書館長であった近藤三三七氏所蔵の古文書として収録されている、とする。
- (7) 『豊田市史』七資料下・一七四号史料。
- (8) 『豊田市史』七資料下・五ページの解説文参照。内容は一揆勢鎮圧の様子を拳母辺りからやや傍観的に記述したものとされる。
- (9) 天保七年「三河国加茂郡百姓蜂起風聞留」『豊田市史』七資料下・一七六号史料。
- (10) 『豊田市史』七資料下・一七九号史料「百姓騒動記録 天保七年 松平郷高月院」。